

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第298回）

- 日時：令和4年10月14日（金）午後1時30分から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、福祉保健部

（テレビ会議参加）

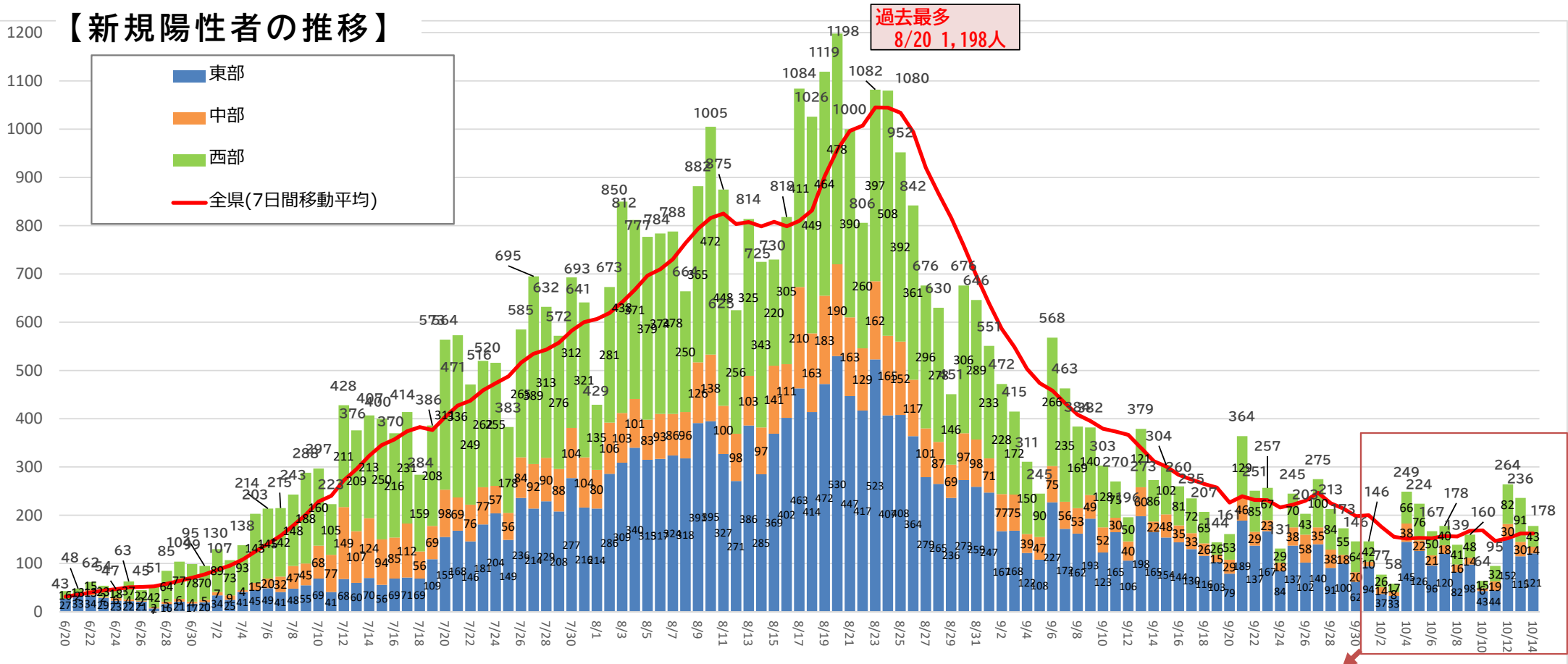
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター

鳥取市保健所長

- 議題：
 - （1）県内の感染状況について
 - （2）その他

新規陽性者数の推移

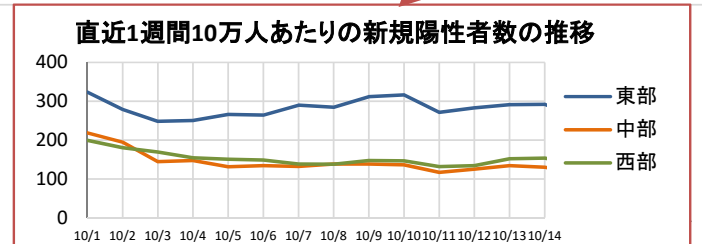
【新規陽性者の推移】



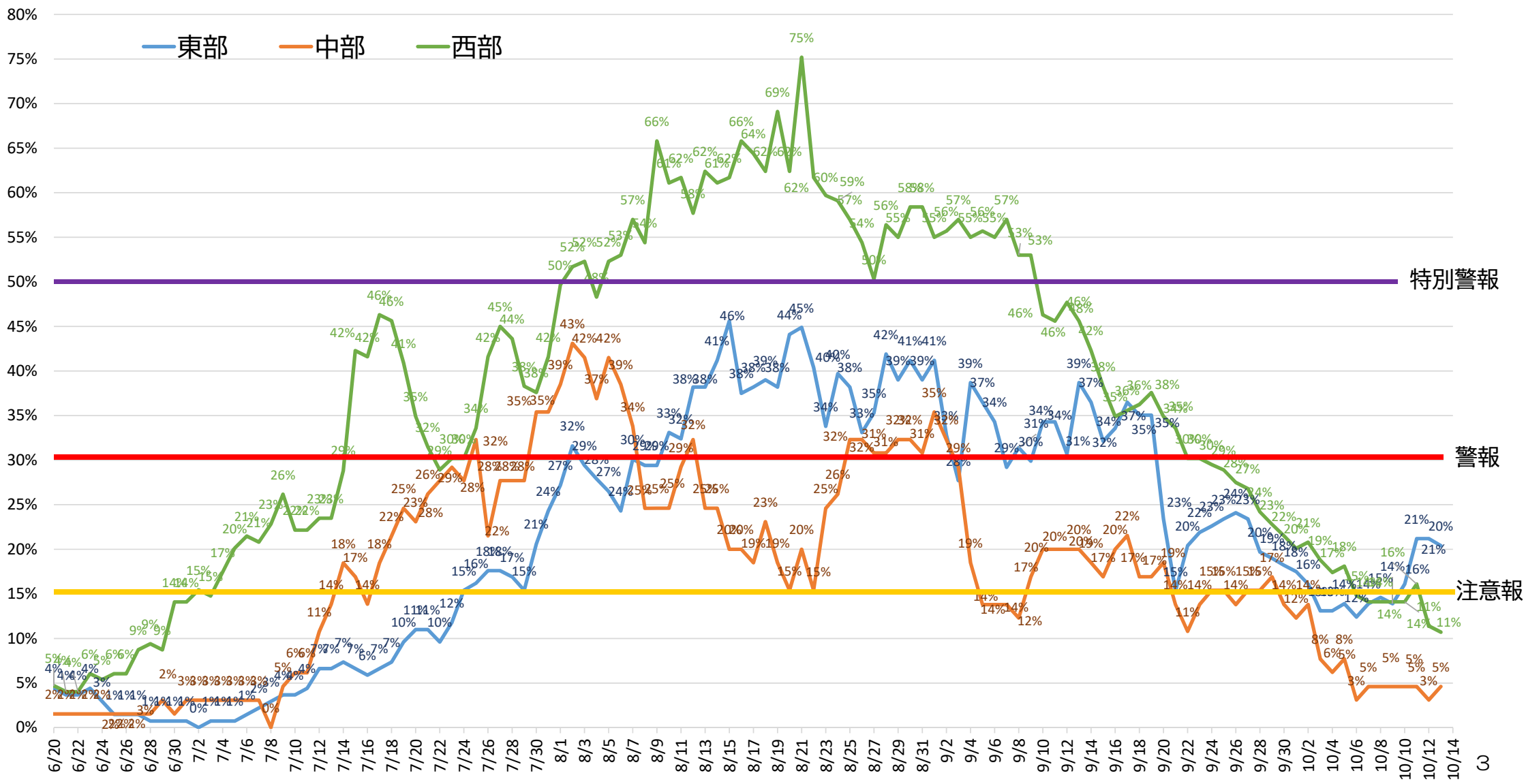
6/20~10/14地区ごとの累計発表陽性者数

地区	東部	中部	西部	全県計
累計陽性者数	20,243	7,429	21,627	49,299

直近1週間10万人あたりの新規陽性者数の推移



病床使用率の推移



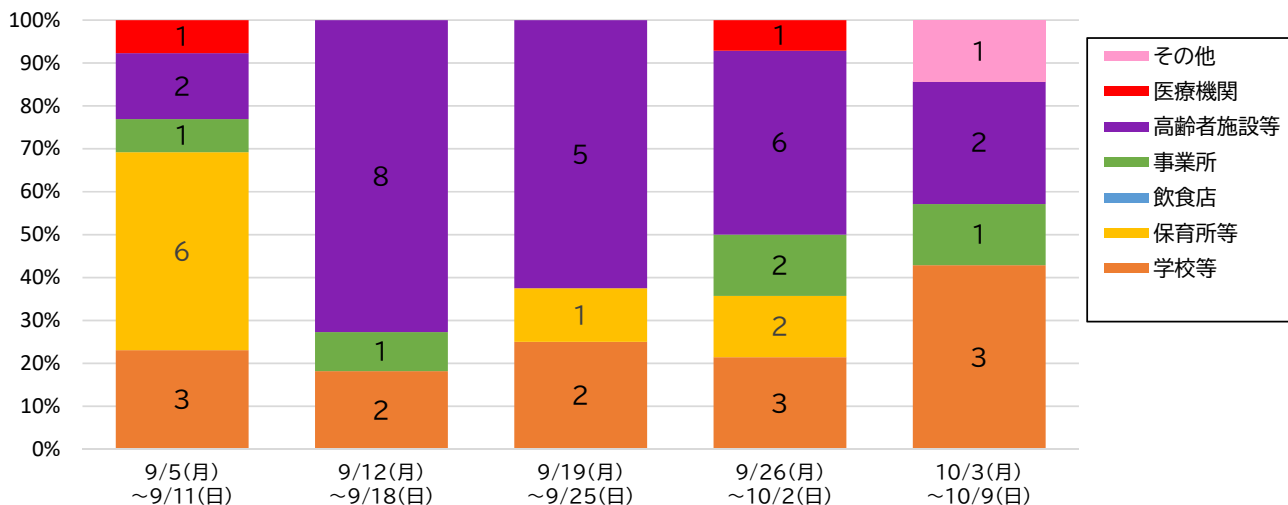
最近のクラスター発生状況

◎直近1か月において、県内で77件のクラスターを確認

- 学校行事や部活動、スポーツ大会でのクラスター事案が増加
→マスク着用が必要な場面でのマスクの非着用など、基本的な感染対策が不十分であった事案も発生
- 高齢者施設、医療機関、学校、保育所等でのクラスターも引き続き発生
今一度、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

【基本的な感染防止対策のポイント】

- マスク非着用時は会話をしない(更衣室、飲食時)
- エアコン使用時も窓開け換気が重要(窓やドアを定期的開放)
- 体調不良時は通勤・登校を控える



最近の特徴的な感染事例

- 体調不良者の登園・登校・勤務
- 更衣室・運動時等、マスク非着用での会話
- 休憩室での感染拡大(換気不十分・マスク非着用での会話等)
- エアコン使用時の換気の不徹底
- 窓を閉め切った車での送迎
- 入浴・脱衣所の換気不十分、かつ密な状態
- 施設内の消毒方法の不十分による感染

国の感染症対策分科会のポイント(R4.10.13)

新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応

- 高齢者・重症化リスクのある方に適切な医療を提供するための保健医療体制の強化・重点化を推進
- 各地域の実情に応じて、発熱外来や電話診療・オンライン診療の体制強化と治療薬の円滑な供給、健康フォローアップセンターの拡充と自己検査キットの確保、入院治療が必要な患者への対応の強化等の対策を推進
- 国民各位への情報提供と重症化リスク等に応じた外来診療・療養の流れへの協力の呼びかけを迅速かつ効果的に実施できるよう、「新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」を立ち上げ、関係する団体・学会、経済団体、国・地方の行政機関等と連携しながら推進

今秋以降の感染拡大期における感染対策

- 新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、医療のひっ迫に直結する重症化リスクのある高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止策を講じるとともに、季節性インフルとの同時流行も想定した外来等の保健医療体制を準備
- 新型コロナは、年内に接種対象者全員がオミクロン株対応ワクチンの接種を受けられるよう取り組むとともに、季節性インフルエンザは、こどもから高齢者までワクチン接種を更に促進
- 多数のクラスターが発生した医療機関・高齢者施設・学校・保育所等について、業務継続が可能となるよう、実際の事例や先進的な取組例等も踏まえて、ポイントを絞った効果的・効率的な感染対策に取り組む

業種別ガイドラインの見直し促進の取組

- 最新の情報と見直しのポイントを分かりやすく各業界団体に周知し、適時・適切な見直しを促進

9月補正予算成立

B A . 5 系統の対策強化及び次の第 8 波以降に対応できる体制の確立を図るための検査・医療・保健所機能・在宅療養支援の体制強化、社会福祉施設等の事業継続に係る事業予算が本日までに成立

新型コロナウイルス B A . 5 等対策強化事業

9,250,000千円

- 新型コロナウイルス感染症検査体制整備事業 3,000,000千円
- 感染拡大傾向時におけるPCR等検査無料化事業 4,000,000千円
- 通常医療との両立を図るための院内感染拡大防止等対策強化事業 100,000千円
- 新型コロナウイルス感染症回復患者転院受入促進事業 300,000千円
- 保健所機能等体制強化事業 750,000千円
- 高齢者施設の新型コロナ対策支援事業 600,000千円
- 鳥取方式在宅療養体制整備事業（家族みんなで健康システム） 500,000千円

医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業

800,000千円

物価高騰等の状況を踏まえ、県内の医療機関、社会福祉施設、保育施設等を運営する事業者に対し応援金を支給

特措法第24条第9項による要請

新規陽性者数が下げ止まりの傾向が見られるなど予断を許さない状況であり、保育所、学校、福祉・医療施設や部活・スポーツ大会でのクラスターが確認されていることから、基本的な感染防止対策の徹底など、県民の皆様のご協力をお願いします。

■ **区 域** 鳥取県全域

■ **期 間** 令和4年10月15日(土)～11月30日(水)

- 距離が確保できない場合や会話を行う場合など場面に応じたマスクの着用
- 感染リスクを下げるため、密を避けて人と人との距離の確保(2m程度)
- 寒くてもエアロゾルを意識した換気・手洗い・手指消毒の徹底
- 大人数・大皿の取り分けを避け、黙食・マスク会食の徹底
- イベントの前後も含めて大騒ぎしないなど感染拡大を起こさない行動の徹底
- 県外往来や大きなイベント参加の際は積極的に無料検査を受検
- 出かけた先でも混雑する場所や感染リスクの高い場所を回避
- 体調が悪ければ無理に登校・出勤せず、医療機関を受診
- 新型コロナとインフルエンザの同時流行に備えてワクチン接種で発症・重症化リスクの低減

2価ワクチンの接種について

- 2価ワクチン(BA.1型)による接種が、県内では9月24日から開始。
- 10月13日からはBA.4-5型の2価ワクチンによる接種が開始。2価ワクチンの種類が増えるが、BA.1 BA.4-5のいずれのワクチンでも、従来型ワクチンを上回る効果が期待されることから、いずれか早く打てるワクチンで1回接種するよう国は呼びかけ。
- 早ければ10月21日から接種間隔(5カ月)が短縮され、年内の接種対象者が増加する見込み。

県内の接種方針

- ・BA.4-5ワクチンの数量に限りがある(約18万回)ことから、まずは、県民の皆さんが接種に行きやすい接種会場(医療機関や集団接種会場)に優先的に供給することで、2価ワクチンの接種促進を図る。
- ・接種間隔短縮に係る対応について、速やかな接種実現に向け、市町村、医療機関と調整を進める。

<2価ワクチンの本県配分予定(10/13時点)>

- ・ファイザー(BA.1):120,510回分
- ・モデルナ(BA.1):38,500回分
- ・ファイザー(BA.4-5):184,860回分

<2価ワクチンの効果>

- ・オミクロン株への効果が期待される
 - ⇒ 重症化予防と、持続期間は短い可能性があるが感染予防効果や発症予防効果も期待される
- ・様々な新型コロナウイルスに反応する
 - ⇒ 今後の変異株にも有効である可能性がより高いことが期待される

2022年10月7日

第2報

(新型コロナワクチン接種)
オミクロン株に対応した
2価ワクチンの接種が開始されました。

【第2報】

ワクチンの種類が増えました。
BA.1かBA.4-5の
いずれか早く打てるワクチンで
1回接種をしましょう。

👤 接種の対象と使用するワクチン

- 新型コロナの従来株とオミクロン株に対応したワクチン(「オミクロン株対応2価ワクチン」)の接種は、**初回接種(1・2回目接種)を完了した12歳以上の全ての方が対象で、一人1回接種できます。**
- 1・2回目接種を完了した12歳以上で最終接種から5か月(※)以上経過している方は接種可能です。
(※)2022年10月7日時点、接種間隔の短縮等について検討し、10月下旬までに結論を得る予定です。
- 詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

オミクロン株対応2価ワクチンの種類	1・2回目接種対象者	3回目以降の接種対象者	
		12歳以上	18歳以上
ファイザー社ワクチン 【BA.1対応型/BA.4-5対応型】	×(使用不可)	○	○
モデルナ社ワクチン 【BA.1対応型】	×(使用不可)	×	○

(※)2022年10月時点では、オミクロン株対応2価ワクチンは、11歳以下は接種対象となりません。

2価ワクチンの接種促進について

<2価ワクチンの接種状況 (10/12現在)>

本県接種率:1.71% (9,435人) 全国接種率:1.21% (1,517,933人)

県営接種会場の新設・拡充や職域接種の推進により、2価ワクチンの接種を促進する

<県営接種会場の新設・拡充>

○県営会場の開催日(10月) ※下線は新設・拡充

- 【東部】 イオンモール鳥取北:15土
トリニティーモール:20木、21金、22土、27木、28金、29土
県保健事業団本部:24月、28金
- 【中部】 倉吉シティホテル:14金、21金、29土
- 【西部】 イオンモール日吉津:20木、21金、22土、27木、28金、29土

<職域接種の推進> ※協会けんぽの会員約1万事業所に対して、ワクチン接種を勧奨するメールマガジンを送付(10/15)

- 単独実施 気高電機:10/29土～ 境港水産振興協会:11/22火～ 陸上自衛隊米子駐屯地:11月上旬～
航空自衛隊美保基地:11/2水～ 鳥取県庁:10/28金～
- 共同実施 各商工会議所(鳥取、倉吉、米子、境港)、県商工会連合会、サンマート、グッドヒル、ジャパンディスプレイ
JR西日本、鳥取県中部観光推進機構、県トラック協会、JA鳥取中央会
- ワクチンバス 公立鳥取環境大学:10/28金 鳥取短期大学・鳥取看護大学:10/21金 鳥取大学:11月(調整中)
米子工業高等専門学校:12月(調整中)

【その他】 季節性インフルエンザの予防接種や、初回(1・2回)接種の推進についても併せて呼びかけ

今冬のインフルエンザの流行について

○今冬はインフルエンザの流行が懸念されます

- ・国内では2020年2月以降、患者報告数が急速に減少。
過去2シーズン(2020-2021、2021-2022シーズン)は流行は見られず。
- ・南半球のオーストラリア等では、2021年は流行がなかったものの、2022年は例年より早い6月をピークにインフルエンザが流行。流行の主体はA型(香港型:H3N2)。

➡ 今冬の国内流行が懸念され、新型コロナウイルスとの同時流行のおそれ

○予防のためのワクチン接種をご検討ください

- ・供給量:約3,521万本(成人で1回接種の場合、約7,042万回分) ※過去最大の供給量
- ・インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンは同日接種が可能(接種間隔に関する規定なし)

「鳥取県版 新型コロナ警報」 (10月14日現在)

東部地区に「注意報」を発令しています。

BA.5の極めて感染しやすい特性から、県民の皆様には、高い緊張感をもって感染対策の徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	10/13~
中部地区	—	9/24 注意報解除
西部地区	—	10/9 注意報解除

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)
<最大確保病床使用率(10/13)> 東部(20.4%)、中部(4.6%)、西部(10.7%)

東部地区に「感染拡大警戒情報」を発出中

新規陽性者数が引き続き高い水準で推移していることから、**東部地区に「感染拡大警戒情報」、中部及び西部地区に「感染拡大注意情報」**を発出しています。

特に、学校行事や部活動、スポーツ大会のほか、高齢者施設、医療機関、保育施設でも感染が続いています。換気やマスクの着用、密を避けるなど、引き続き、感染対策の徹底をお願いします。

地域	区分	備考	①10万人あたり 新規陽性者数 【7日間累計】 注意:100人/週 警戒:200人/週	②新規陽性者数 の前週比 【3日間累計】 注意:増加 警戒:1.5倍
東部地区	感染拡大警戒情報	9/15～	291.8人/週	1.13倍
中部地区	感染拡大注意情報	10/3～	130.0人/週	1.21倍
西部地区	感染拡大注意情報	9/30～	153.2人/週	1.30倍

「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

コロナ医療が必要な人へ提供でき、一般医療の制限には至っていない状況であることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベルⅡ」

※**レベルⅡ**：新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています

Ⅲ：一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値 (10月13日現在)	本県独自目安 (状況を踏まえ総合的に判断)		
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
新規陽性者数(対人口10万人/週)	205.3人 (1,136人/55.3万人×10万人)	50人/週	150人/週	250人/週
最大確保病床使用率	13.4% (47/351床)	15%	50%	80%
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	0.0% (0/47床)	—	50%	

参考指標	数値(10月13日現在)
PCR陽性率(直近1週間)	13.6% (1,136人/8,379件)
感染経路不明割合(直近1週間)	確認中

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが10/13（木）に確認されたため、条例に基づき対応する。

1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
457	高齢者福祉施設	○	境港市	7名	10/8～12
458	日南町立認定こども園にちなん十色	○	日南町	8名	10/11～12

2 患者対応

陽性者は、入院または在宅療養を行う。

※機能別クラスター対策チーム等により発生施設等に対し、感染防止対策の指導・助言を実施している。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（457例目）

高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
利用者及び職員7名	境港市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、当該施設は、10/14（金）から休止している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（458例目）

日南町立認定こども園にちなん十色

陽性者数	所在地
園関係者8名	日南町
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">保健所は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設管理者は、10/12（水）から休園している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">日南町は、施設名を公表することに了解済み。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

感染を責めることは誰にもできません

感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることはないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

感染したことで悩んだら、下記に相談してください。

〈ところとからだの相談窓口〉

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00~21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター	8:30~17:15 (土日祝を除く)	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392